

大野市中小企業等事業継続支援給付金交付要綱

(令和2年5月15日告示第180号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込み等の影響により、売上げが大幅に減少し、経営の安定に支障が生じている市内の中小企業等に対し、大野市中小企業等事業継続支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び医療法人、農業法人、NPO法人等会社以外の法人で、法人にあっては市内に本社を置くものをいい、個人にあっては市内に住所を有するものをいう。ただし、農業に従事するものについては、認定農業者に限る。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 令和2年1月1日以後の連続する3月の売上高を平均した1月当たりの売上高が、前年の同月の売上高を平均した1月当たりの売上高と比較して、20パーセント以上50パーセント未満減少した者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 国の持続化給付金の交付を受けていない者

2 前項第1号の規定は、令和元年度以後に開業した者等同号の規定による比較が困難な者にあつては、「前年の同月の売上高を平均した1月当たりの売上高」を「開業時に融資を受けた際に金融機関に提出した同月の想定売上高を平均した1

月当たりの売上高等」と、「20パーセント以上50パーセント未満」を「20パーセント以上」とそれぞれ読み替えることができるものとする。

(不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するものに対して、給付金を交付しない。

- (1) 法人税法（昭和22年法律第28号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 法人 200,000円
- (2) 個人 100,000円

(給付金の申請)

第6条 交付対象者が給付金の交付を受けようとするときは、大野市中小企業等事業継続支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては市内に本社が、個人にあつては市内に住所があることが分かる書類
- (2) 確定申告書、住民税申告書の写し等事業を実施していることが分かる書類
- (3) 売上高を比較する月の売上台帳の写し
- (4) 第3条第2項に規定する者は、開業時に融資を受けた際に金融機関に提出した書類の写し（想定売上高が分かるもの）
- (5) 預金通帳の写し（振込先が確認できる部分）
- (6) 宣誓書（様式第2号）

2 給付金の申請は、1中小企業等につき1回とする。

(実績報告の特例)

第7条 規則第10条の規定による実績報告については、前条第1項に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(給付金の交付決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、給付金の交付の決定を行い、大野市中小企業等事業継続支援給付金交付決定通知書(様式第3号)により当該交付対象者に通知するとともに、速やかに申請のあった口座に給付金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、交付決定を受けた者が第3条第1項第3号の規定に該当しないと認められた場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

3 前2項の場合において、市長は、既に給付金が交付されているときは、給付金の返還を命ずることができる。

(関係図書の保存)

第10条 交付決定を受けた者は、当該申請内容についての収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、給付金を交付した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

(以下様式略)